

令和3年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会(事前)

令和3年2月8日(月)

[委員会の概要]

原委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料, 説明資料(その2))

【報告事項】

○徳島県気候変動対策推進計画(適応編)(案)について(資料1-1, 資料1-2)

○第五期徳島県廃棄物処理計画(案)について(資料2-1, 資料2-2)

志田危機管理環境部長

今定例会に提出を予定いたしております案件につきまして御説明申し上げます。お手元に消費者・環境対策特別委員会説明資料を2種類お配りさせていただいております。

危機管理環境部関係から順次説明をいたしますので、よろしく願いいたします。まず、表紙にその2と書いていない説明資料の1ページを御覧ください。

危機管理環境部における令和3年度主要施策の概要についてでございます。1の総合的な環境施策の推進では、環境首都とくしまを加速させるため、各種施策の推進や活動の支援に加え、県民の環境に関する意識を高めることにより、脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

2の気候変動対策の推進では、脱炭素社会の実現に向け、総合的な気候変動対策を実施するとともに、水素エネルギー導入施策の積極展開による水素社会の早期実現に向けた取組を推進いたします。

3の廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、廃棄物の適正処理を推進するため、関係市町村等に対する技術的援助や廃棄物処理業者への立入調査等を行います。

2ページをお開きください。4の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、環境の監視や立入調査を実施し、汚染物質の排出抑制を推進するとともに、アスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努めます。

5の環境影響評価の推進では、開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導により、生活環境や自然環境の保全に努めます。

6の新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、高度で専門的な消費生活相談に対応するため、県消費者情報センターの機能強化を図るとともに、消費者庁と連携したモデルプロジェクトの成果を創出し、徳島モデルとして全国に発信します。

7の国際連携ネットワークの推進と世界展開では、令和2年度に開設された消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、国際連携ネットワークを活用した国際交流や情報発信により、持続可能な消費者行政・消費者教育を徳島から展開します。

以上が危機管理環境部の令和3年度主要施策の概要でございます。

続きまして、5ページをお開きください。令和3年度一般会計当初予算案でございます。

危機管理環境部の令和3年度一般会計当初予算案の総額は、総括表の上から2段目のA欄に記載のとおり、9億9,217万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。部別主要事項でございます。

まず、環境首都課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄①のイ、「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業は、緩和と適応を両輪に気候変動対策を推進するため、各家庭が削減したCO₂分のクレジットを徳島版ESG地域金融活用協議会で支援する中小企業が購入できる仕組みを構築するとともに、気候変動適応推進員によるSNS等を活用した情報発信等を行うための経費でございます。

カの水素エネルギー「新時代」展開加速事業は、地産水素を活用した供給拠点構築と燃料電池バス導入の好機を逃さず、徳島からの水素社会実現に向けた先導的取組を更に加速させるため、戦略的な情報発信や新たな水素モビリティ導入促進など、積極的な事業展開を推進するための経費でございます。

ケのゼロカーボンシティ推進事業補助金は、カーボンニュートラルに向けたまちづくりを推進するため、自然エネルギーの導入可能性調査や「気候変動×防災」に資するZEB・ZEHに補助するとともに、使用電力の脱炭素化を目指す中小企業のアクションプラン策定を支援するための経費でございます。

その他経費と合わせた環境首都課の予算総額は、合計で3億7,519万8,000円でございます。

7ページを御覧ください。環境指導課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費は、本県における循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用を促進するとともに、環境関連産業の創出や振興を図るための経費でございます。

その他経費と合わせた環境指導課の予算総額は、合計で9,452万7,000円でございます。

環境管理課でございますが、公害対策費の摘要欄②のア、フェーズフリーアスベスト飛散防止強化事業は、大気汚染防止法の改正により、アスベストを含有する全ての建築材料が規制対象となったことから、平時だけでなく災害時においてもアスベスト飛散防止の徹底を図るため、解体作業等の監視体制を強化するための経費でございます。

その他経費と合わせた環境管理課の予算総額は、合計で2億5,702万4,000円でございます。

9ページをお開きください。消費者政策課におきまして、消費者行政推進費の摘要欄①のア、世界とつながる！消費者行政・消費者教育国際連携ネットワーク強化事業では、本県の消費者行政・消費者教育の国際連携体制を強化するため、徳島版国際連携ネットワークの活用や国際消費者フォーラムを核とした本県の先駆的な取組の国内外への情報発信等

を行うための経費でございます。

イの新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクトは、県民の消費生活の向上と全国の模範となる徳島モデルを創造するため、急速に進展するデジタル化に伴う新たな消費者問題に迅速に対応する体制を構築するとともに、消費者庁と連携し、全国展開を見据えたプロジェクトを推進するための経費でございます。

その他の経費と合わせた消費者政策課の予算総額は、合計で2億6,542万8,000円でございます。

以上、危機管理環境部の令和3年度当初予算額は、合計欄に記載のとおり、9億9,217万7,000円となっております。

21ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、条例案を1件提出しております。徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例でございます。大気汚染防止法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規制対象となっている石綿含有建材が全て法の規制対象となることから、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、お手元の委員会説明資料(その2)によりまして、令和2年度2月補正予算につきまして御説明いたします。これは、国の総合経済対策に即応して編成した事業につきまして、先議をお願いするものでございます。

1ページをお開きください。令和2年度一般会計補正予算案の総括表でございます。

この度の補正予算額は、補正額欄の最下段に記載のとおり、5億9,500万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で、39億2,984万3,000円となっております。このうち、危機管理環境部の予算額は、同表の上から2段目の補正額欄に記載のとおり、1,900万円の増額となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。部別主要事項でございます。

環境指導課でございますが、環境衛生指導費の摘要欄①のア、災害廃棄物初動対応強化事業では、災害を取り巻く状況変化や感染予防対策等に対応するため、現行の徳島県災害廃棄物処理計画をより実践的な内容に改定するとともに、市町村の計画改定を促進するための市町村災害廃棄物処理計画改定ガイドラインを作成するために要する経費など、その他の経費と合わせまして、800万円の補正をお願いしております。

次に、消費者政策課でございますが、消費者行政推進費の摘要欄①のア、世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化推進事業は、戦略本部のカウンターパートを担う本県の消費者政策のグローバル化を推進するため、ウイズコロナ・アフターコロナ時代に対応した新たな手法を活用したオンライン交流を実施するために要する経費など、その他の経費と合わせまして、1,100万円の補正をお願いしております。

5ページをお開きください。今回の補正予算に伴う繰越明許費を記載しております。翌年度繰越予定額欄の最下段に記載のとおり、この度の補正予算と同額となる1,900万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

これらの事業につきましては、できる限り早期執行に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際2点御報告を申し上げます。

1点目は、徳島県気候変動対策推進計画(適応編)(案)についてでございます。

お手元の資料1-1を御覧ください。本計画につきましては、さきの11月定例会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施するとともに、徳島県環境審議会での御意見を踏まえ、計画(案)としてとりまとめたところでございます。

計画策定の趣旨としましては、平成28年度に策定しました気候変動適応戦略において生じた新たな課題も踏まえまして、気候変動の脅威に立ち向かう強い決意を共有し、2050年カーボンニュートラルを目指す緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進するため、本県における適応策の基本方針として改定するものでございます。

計画の特徴としましては、気候変動を危機事象と捉え、新たに事前復興対策を対象分野にするとともに、適応策の浸透を図るため、徳島県気候変動適応センターを核とした普及啓発を強化いたします。さらに、アフターコロナ時代を見据え、気候変動の影響に係るプラス面を効果的に活用してまいります。

詳細につきましては、資料1-2を御参照ください。

2点目は、第五期徳島県廃棄物処理計画(案)についてでございます。

お手元の資料2-1を御覧ください。徳島県廃棄物処理計画は、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化をはじめ、適正処理を図るための具体的な計画でございます。現在の第四期計画が最終年度を迎えるに当たり、この度、次期計画の案をとりまとめたものでございます。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年であり、第四期計画の達成状況等について十分な検証を行うとともに、国の基本方針を踏まえた上で、県民一人一日当たりのごみ排出量の目標値を国より厳しい845グラムに設定することをはじめ、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標を掲げてまいりたいと考えております。

今後は、県議会で御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施、徳島県環境審議会での御審議等を経まして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、資料2-2を御参照ください。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

金井農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の3ページをお開きください。令和3年度主要施策の概要についてでございます。本県の基幹産業である農林水産業の振興に向け、環境にも配慮しながら各種施策を展開してまいります。

1、環境と調和した農畜水産業の推進では、有機質資源の循環利用を促進し、化学肥料や化学農薬の使用量の低減を図るとともに、家畜排せつ物の適正な管理と利用を促進してまいります。また、農業用水を活用した小水力発電など、自然エネルギーの利用を促進してまいります。

2、環境を重視した多様な森林^{もり}づくりの推進では、間伐や造林など適正な森林整備を継続的に進めるとともに、公有林化や保安林指定などによる森林の適正管理を推進してまい

ります。また、企業・団体等と連携した協働の森づくりなど、県民総ぐるみでの森林づくりを推進いたします。

3、鳥獣による被害の防止では、集落ぐるみで実施する防護対策を推進するとともに、狩猟者の育成・確保や、野生鳥獣の生息状況等の調査・分析を進めるなど、捕獲対策を強化してまいります。

続きまして、提出予定案件について御説明を申し上げます。

5ページをお開きください。農林水産部における令和3年度一般会計当初予算につきましては、総括表の3年度当初予算額欄の上から2段目に記載のとおり、15億7,214万円をお願いしております。

10ページをお開きください。令和3年度の主要事項につきまして御説明を申し上げます。もうかるブランド推進課でございます。持続可能性の高い農産物の栽培の基礎となる土壌に関する技術実証の経費など、合計で688万7,000円を計上しております。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。鳥獣対策の推進や狩猟者育成に要する経費など、合計で3億7,330万5,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。畜産振興課でございます。家畜排せつ物などの適正処理の推進に要する経費として、3,040万1,000円を計上しております。

スマート林業課でございます。造林や間伐などの森林整備の支援や県や市町村における公有林化の推進に要する経費など、合計で8億3,851万8,000円を計上しております。

12ページをお開きください。水産振興課でございます。カワウによる内水面漁業の被害防止に要する経費として、127万5,000円を計上しております。

農山漁村振興課でございます。農業用水を活用した小水力発電施設の整備に要する経費として、650万円を計上しております。

森林整備課でございます。水源地域における荒廃森林の復旧整備や保安林の指定及び管理に要する経費など、合計で3億1,525万4,000円を計上しております。

以上、農林水産部の令和3年度当初予算額は、合計欄に記載のとおり15億7,214万円となっております。

続きまして、委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。

令和2年度2月補正予算につきまして、先議をお願いするものでございます。農林水産部におきましては、総括表の補正額欄の上から2段目に記載のとおり5億7,600万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、農林水産部合計で22億4,199万9,000円となっております。

4ページをお開きください。課別主要事項でございます。スマート林業課でございます。3段目の造林費、摘要欄①の森林環境保全整備事業費では、山地災害の防止に資する水土保全機能の強化のための森林整備や搬出間伐に要する経費として、4億9,000万円の増額をお願いしております。

森林整備課でございます。治山費、摘要欄①の治山事業費では、水源地域における荒廃森林の復旧整備などに要する経費として、8,600万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。繰越明許費の変更でございます。9月議会において繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、この度、補正予算をお願いしておりますスマート林業課及び森林整備課の2事業につきまして、最下段に記載のとおり合計で7億3,300

万円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

資料はございませんが、この際1点御報告させていただきます。

死亡野鳥からのA型鳥インフルエンザの陽性例についてでございます。去る2月4日、つるぎ町の死亡野鳥1羽、これはマガモでございますが、国立環境研究所における検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性となりました。現時点で病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザが確認されたものではなく、今後、確定検査が行われ、陰性となることもあります。

当日、直ちに危機管理会議を開催するとともに、環境省が指定した野鳥監視重点区域における野鳥監視の強化、半径3キロメートル圏内の養鶏場7農場に対する緊急の立入検査などを行ったところです。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

貫名県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

それでは、お手元の委員会説明資料4ページをお開きください。令和3年度主要施策の概要でございます。

まず、自然との共生の推進といたしまして、自然との共生や、ゆとりとうるおいのある環境づくりに配慮した公共事業を推進してまいります。

また、総合的な生活排水対策の推進といたしまして、流域下水道事業を推進するとともに、市町村による合併処理浄化槽の普及促進を支援し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

最後に、民間建築物アスベスト対策の促進といたしまして、民間建築物所有者等が行うアスベスト除去工事を支援してまいります。

次に、5ページを御覧ください。県土整備部の令和3年度一般会計当初予算については、表の下から3段目、左から2列目の3年度当初予算額欄に記載のとおり、5億3,457万5,000円を計上しております。

13ページをお開きください。県土整備部の主要事項でございます。まず、住宅課でございます。建築指導費の摘要欄①、民間建築物の所有者が行うアスベスト除去工事の支援に要する経費として250万円を計上しております。

次に河川整備課でございます。河川改良費の摘要欄①、海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費として、1,500万円を計上しております。

次に、水・環境課でございます。環境衛生指導費の摘要欄①、浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など、4億9,707万5,000円を計上しております。

次に、運輸政策課でございます。港湾管理費の摘要欄①、海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費として、2,000万円を計上しております。

15ページをお開きください。2、流域下水道事業会計でございます。ア、業務の予定量につきましては、流域関連市町は鳴門市・松茂町・北島町・藍住町・板野町の5市町で、処理水量等は記載のとおりでございます。

16ページをお開きください。イ、収益的収入及び支出の収入については、流域下水道管

理運営負担金や長期前受金戻入など、1, 事業収益欄に記載のとおり、合計9億8,265万4,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。支出につきましては、指定管理料や減価償却費など、収入と同額の合計9億8,265万4,000円を計上しております。

18ページをお開きください。ウ、資本的収入及び支出の収入につきましては、企業債や補助金など、1, 資本的収入欄に記載のとおり、合計6億2,482万4,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。支出につきましては、企業債償還金など、収入と同額の合計6億2,482万4,000円を計上しております。

20ページをお開きください。エ、企業債につきましては、3億700万円を限度額として、事業の財源に企業債を充てることとしております。なお、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

オ、一時借入金につきましては、3億5,000万円を限度額として設定しております。

カ、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の1,748万8,000円でございます。

キ、他会計からの補助金につきましては、一般会計から3億4,264万8,000円を予定しております。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

続きまして、教育委員会関係の提出予定案件について御説明申し上げます。

お手元の説明資料の4ページをお開きください。はじめに、教育委員会関係の令和3年度主要施策の概要についてでございます。

まず、消費者教育の推進につきましては、成年年齢18歳引下げを見据え、地域や関係機関と連携し、子供たちの発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育を推進するとともに、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる消費者力の育成を図ってまいります。

環境教育の充実につきましては、学校でのリサイクル活動などの取組を家庭に広げるとともに、児童・生徒が地域に出向いて、環境美化や自然観察などの体験活動を積極的に行う新学校版環境ISO認定校の一層の拡大を図ること等により、生命や自然を大切に、地域の環境を守るために行動できる児童・生徒の育成に努めてまいります。また、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進してまいります。

次に、5ページをお開きください。令和3年度一般会計当初予算額でございますが、総括表にございますように、教育委員会合計で3,140万円をお願いしてございまして、前年度当初予算額に比べ、90万円の減となっております。

この内容につきましては、14ページをお開きください。学校教育課の計画調査費の摘要欄、①地方創生の深化のための支援費におきまして、成年年齢18歳引下げを見据え、成人として自分らしく自立し責任を担い協働できる若者の育成に要する経費として、150万円

を計上しております。

次に、教育指導費の摘要欄、①学校教育振興費におきまして、持続可能な社会の実現に向けた環境・エネルギー教育や消費者教育を推進するために要する経費として、2,990万円を計上しております。

教育委員会は以上でございます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、先ほど金井副部長から、先日つるぎ町において見つかったマガモの死骸からA型鳥インフルエンザが検出され、陽性であったとの報告がございましたが、このことについて、現状を含め、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

また同時に、こういった野鳥はどのような場合に頻度も含めて検査をすることになっているのか、また、これまでどのくらい検査して、今回の発見、発生に至ったのかということについてもお願いします。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、岩丸委員より、つるぎ町におけます死亡野鳥のA型鳥インフルエンザの陽性についての概要と、どのような場合に検査するのか等々の質問を頂きました。

まず、今回の死亡野鳥における鳥インフルエンザの概要でございますけれども、1月29日、つるぎ町におきましてマガモ1羽の死亡個体を回収いたしまして、西部家畜保健衛生所で簡易検査を実施しました結果、陰性でしたが、2月4日に国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子の陽性反応が確認されております。

現在、鳥取大学で高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施しておりますので、検査の結果は判明まで一週間程度かかる見込みでございます。

続きまして、鳥インフルエンザの検査についてでございますけれども、高病原性鳥インフルエンザは養鶏産業への影響が大きいことから、感染の拡大を防止するため、環境省が定めました対応技術マニュアルに基づきまして、死亡野鳥を検査しております。

死亡野鳥の検査につきましては、国内や近隣の国での鳥インフルエンザの発生状況に応じまして、対応レベル別に検査対象となる鳥の種類や数が定められておまして、検査対象となる死亡野鳥が発見された場合には、県や市町村が回収いたしまして、家畜保健衛生所に搬送いたしまして、簡易検査を実施しております。

その後、国立環境研究所で遺伝子検査を実施いたしまして、陽性となった場合につきましては、鳥取大学で確定検査を行う流れとなっております。

本県におきまして、これまで県民の皆様から442件の死亡野鳥に関する情報が、県や市町村に寄せられております。検査の対象となるマガモやオオバンなど53件を簡易検査し、全て陰性が確認されております。

その後、国立環境研究所において遺伝子検査を実施しておりまして、これまで52件の陰性が確認されておりますが、今般1月29日につるぎ町で回収されましたマガモ1羽につきまして、2月4日に陽性反応が確認されたところでございます。

現時点では、遺伝子検査で陽性が確認された段階でありまして、先ほど金井副部長も御報告したとおり、病性は確定しておらず、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではございません。

岩丸委員

対象となる53件は、一応、簡易検査して陰性だったけれども、これは必ず国立環境研究所に送るといっているのですね。分かりました。

その中で、今回初めて陽性になったということですか。

去年来、今年度の鳥インフルエンザというのは、過去最大の流行というふうに聞いているわけなのですが、全国での発生状況や発生地域はどうなっているのか。また、野鳥とか養鶏場は、それぞれ過去と比べてどうなっているのか、教えていただけますか。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

野鳥につきまして御説明させていただきます。

今年度、死亡野鳥におきましては、高病原性鳥インフルエンザが全国各地で確認されている状況でございます。これまでに、北海道や鹿児島県、香川県など8道県でマガモやハヤブサなど14件の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

次に、過去の野鳥における状況でございますが、2004年度、国内で初めて京都府と大阪府で確認されて以降、2008年度5件、2010年度63件、2016年度210件、2017年度46件確認されておりまして、年度により増減を繰り返しております。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、岩丸委員より、今シーズンの養鶏場での発生が過去と比べてどういう状態かということで、御質問を頂きました。

昨年11月5日、香川県におきまして、今シーズン国内1例目となる発生が確認されて以降、本県での発生も含めまして西日本中心に拡大をしております。

今朝も新たな発生が報告されたのですが、これまで17県46の事例の発生が確認されておりまして、疫学関連農場を含めた殺処分対象は約940万羽となっております。

この高病原性鳥インフルエンザにつきましては平成16年1月、山口県におきまして国内では79年ぶりに発生が確認され、その後、数年おきに発生を繰り返していますけれども、これまで最も被害が大きかったのは平成22年度のシーズンでございまして、この時は9県で24の事例、約183万羽が殺処分されておりました。

この時に比べまして、今シーズンにおきましては、2月上旬の時期においても既に発生都道府県数、事例数、また殺処分対象羽数、全てにおいて大きく上回っておりまして、特

に殺処分対象羽数につきましては、5倍以上と過去に例を見ない未曾有の事態となっております。

また、これまで最も発生が早かった時期、発生確認日というのが平成28年度シーズンの、平成28年11月28日だったのですけれども、今シーズンはそれよりも3週間以上早い時期での発生であるということ。あと、過去の事例では同一県で複数の発生が確認されたものの散発的な発生でありましたが、今シーズンの特徴といたしましては、ほとんどの事例が散発的な発生ではあるものの、例えば香川県三豊市では半径3キロメートルの圏内の限られた地域で短期間で12例もの発生が続発したということ。また、宮崎県では11例、千葉県でも8例というように、密集続発型の発生も見られておまして、今後、国におきまして今シーズンの国内発生に係る疫学調査であったり、検証等が行われるものと考えているところです。

岩丸委員

今、御報告いただきましたが、今シーズン本当に全国各地で多発しているの、大変厳しい状況だなと。殺処分を940万羽、今までで最高の時の5倍というような数ということで、大変厳しいと思っているのですが、野鳥からの伝染というのはそれを防ぐのは難しいとも思うのですが、テレビでもいろいろ報道されているようでありまして、このインフルエンザを養鶏場に持ち込ませないようにするには具体的にどのような対策を行っているのか、お示しいただきたいと思っております。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、岩丸委員より、養鶏場にウイルスを持ち込ませないため具体的にどのような対策を行っているのかということで、御質問を頂きました。

昨年11月5日の香川県での国内1例目の発生が確認されて以降、県ではこれまで養鶏場への巡回指導の強化、また消毒ポイントの設置による養鶏関係車両の消毒、消毒用消石灰や殺そ剤の緊急配布、また死亡野鳥対応フリーダイヤルの開設など、本県養鶏場での発生を防止するための対策を実施してまいりました。

その後、国内では感染が拡大しまして、国の疫学調査チームによる現地調査では、多くの事例で、周辺環境要因として、農場の周囲にため池があり、ウイルスを伝播^ばすると考えられている渡り鳥の飛来や、あと飼養衛生管理といたしまして、鶏舎専用の衣類・長靴の使用や手指消毒が出来ていなかったこと。また、防鳥ネットの破損、鶏舎の隙間などが確認され、ネズミなどの野生小動物が侵入した形跡、これらが確認された旨が公表されておまして、昨年本県で発生いたしました事例におきましても、これらのことが確認されたところです。

このため、県内での続発を防止するために、発生農場の現地調査結果も踏まえまして、渡り鳥の飛来が見られるため池近くの養鶏場に対しては、防鳥ネットの設置や野生動物の侵入防止対策が出来ているか確認するための緊急立入調査、また、ため池に飛来した渡り鳥によるウイルスの持ち込みも疑われていることから、直ちに発生農場近隣のため池、48か所がございますが、緊急消毒を行うとともに、他の養鶏場の近隣に所在するため池の消毒も実施しているところでございます。

また、従前から県下の全養鶏農場に対しましては、巡回指導を実施しておりますが、今回の発生も受け、改めて県内養鶏場に対する衛生管理対策、特に鶏舎専用の衣類や長靴の使用、防鳥ネットの破損修理、また手指消毒など、衛生管理の徹底について巡回指導を行っており、今後、今月から3月にかけて、2回目のため池消毒、また、消毒用消石灰の再度の配布などの対策を行ってまいりたいと考えております。

さらには、今回の経験も踏まえまして、年間を通しまして早め早めの対応が取れるよう、対策の見直しを進め、発生予防対策の強化を進めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

分かりました。まだまだ、いつまたこういった事例が発生するかもしれませんので、徳島県の畜産業をしっかりと守っていくためには、皆さん大変かもしれませんが、今後ともしっかりと対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

山田委員

私からも数点聞きたいと思ひます。

まず、消費者庁関連の問題で聞きたいのですけれども、今回も先ほど部長からも報告があったのですけれども、既に大きな問題になっています河野大臣の消費者庁全面移転不要論、井上消費者担当相も全面移転不要の認識について明言を避けた、という報道が出ております。この報道に対して、県として現時点でどのような認識をお持ちかという点をまずお伺ひしたいと思ひます。

小林消費者政策課長

山田委員より、河野大臣の発言についての認識ということでございますけれども、河野大臣の発言につきましては、徳島県への消費者庁の全面移転を否定しているものではないと認識をしております。

新たな令和時代での働き方改革、そういうものを提言していただいたと認識をしているところでございます。

山田委員

非常に楽観的な見通しということになって、これは恐らく本会議でも取り上げられるので、この状況については注視をしていきたいと思うのですけれども、あと消費者庁関連で、もちろん消費者教育や消費者行政の推進はしなければならないという立場なのですけれども、私は全面移転が難しいと、もう毎回問題にしているのです。

コロナ禍で国民生活センターの研修事業、これをずっとしてまいりました。残念ながら10階の部屋には、この国民生活センターの看板もなくなりました、という状況があるのですが、まだ今年度は終わっていないのですけれども、現在の結果と新年度の計画ということについてお伺ひします。

小林消費者政策課長

山田委員より、国民生活センターの研修の今年度の状況、それから来年度の計画という

ことで御質問を頂いております。

まず今年度でございますけれども、本県におきましては、当初8講座、予定人員も466名で実施するというのを予定しておりましたけれども、コロナ禍の中で、講座数はそのまま、変更した点としては1講座当たりの授業予定人員を50名に減らすということで、対応をさせていただきました。

これまでに4講座を実施し、1講座は中止ということになっております。

山田委員

いや、もう少し具体的に参加人数や充足率等々も教えてほしいと思います。それと併せて、もう一つ、私は今回の予算を見ていて思うのですけれども、消費者庁の職員への県独自の家賃補助、助成、これをしているのかどうか、という点についても併せて御答弁ください。

小林消費者政策課長

山田委員より、研修の中身というか、参加人員について報告をしていただきたいということでございます。先ほど言いましたように、4講座を実施ということで、その内訳でございますけれども、10月と11月に開催しました2講座につきましては、鳴門合同庁舎を会場に集合研修で実施されました。

参加人数につきましては、10月が50名の予定に対しまして25名の参加、充足率は50パーセント。それと11月が同じく45名の参加、充足率は90パーセントとなっております。

また、1月に開催しました3講座のうち、本県と共催の2講座についてライブ配信を実施し、1講座については、国民生活センターにおいて広域対応ができないため中止となったところでございます。

2月開催予定の2講座については、1講座は中止、残り1講座はオンデマンドで開催をするという状況でございます。

それと、先ほど言い忘れていましたが、来年度の計画につきましては、まだ国民生活センターから示されておりませんので、お話ができる状況ではございません。

もう1点、消費者庁の職員の家賃補助をしているのかということでございますけれども、この家賃補助につきましては、県で予算措置をして対応させていただいているという状況でございます。

山田委員

家賃助成をしているということですが、これは予算項目としては、ここに書いている消費者行政推進費の中から出ているのかということと、オフィス時代も含めて、県としての家賃助成ですね、家賃補助の額を具体的に教えていただけますか。

小林消費者政策課長

どの費用からということでございますけれども、先ほど委員からございましたけれども、消費者行政推進費から出ているというところでございます。

それと、家賃補助でございますが、これは飽くまでも消費者庁、国から来た職員ではな

くて、都道府県とか県内の市町から派遣された職員を対象としたものでございます。

少し内容の説明をさせていただきますと、本県におきましても、戦略本部に派遣されました他縣市及び県内市町からの併任職員のうち、県が民間不動産会社から県職員住宅として借り上げた住宅に居住する職員については、県に対し毎月公舎貸付料を支払うこととなっております。

対象人数は、平成29年度は6名、それから平成30年度が7名、令和元年度は5名、今年度は6名、負担額につきましては、平成29年度は96万円、平成30年度は140万円、令和元年度は100万円となっております。

県の支出額でございますけれども、先ほど言いました県が賃貸契約に基づきまして、民間の不動産会社に家賃等を支払っておりますが、公舎貸付料を差し引いた額が実質的に県が負担する額となっております。その負担額といたしましては、平成29年度は約390万円、それから平成30年度は約370万円、令和元年度は約310万円となっております。

山田委員

今、御報告を頂いたのですけれども、それぞれ派遣元の都道府県なり自治体なり、そこからは当然家賃に対する手当は支給されていると思うのですけれども、そういう下で県が支給をしているということについては、なぜ県が支援するのかと思うのと、今徳島の戦略本部には、約50人とか60人とか言われていますよね。今の話でしたら、消費者庁の職員15人程度は家賃助成はしていないのです。

そうしましたら、企業や大学の研究者が45人程度と言われておりますけれども、このメンバーの中で、家賃助成をしている人と家賃助成をしていない人という区分になるのか、という点についても具体的に少し突っ込んで御答弁ください。

小林消費者政策課長

まず企業、それから研究者の方でございますけれども、そちらについては家賃補助はしておりません。先ほども説明させていただきましたように、県外から来られている地方公共団体の方、それから県内の関係で来られている方が対象となっております。

支援する理由というところでございますけれども、住宅の借り上げにつきましては、地方公務員法の第42条に基づきまして、遠隔地から赴任する職員に配慮するため実施しているというところでございます。

山田委員

この問題については、引き続き注目しながら見ていきたいと思っております。

今回この委員会に出されている事業の中で、脱炭素に向けた、というような言葉が部長からの報告にありました。

6ページに新規事業がいろいろ並んでいるわけですがけれども、その主なものを少し御報告いただきたいと思っております。

熊尾環境首都課長

ただいま、新規事業の主なものということで、山田委員から御質問を頂いたところでご

ざいます。

この中で、例えば、緩和×適応で挑む気候変動対策推進事業につきましては、令和元年度に策定をいたしました徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）と、今議会で案を御報告させていただいております同計画の適応編、こちらを効果的に推進するため、様々な側面から県民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を促進するアプローチを行いまして、環境と経済の好循環による脱炭素社会の実現を図るものでございます。

中身といたしましては、産学官金からなります徳島版E S G地域金融活用協議会によりまして、環境配慮に取り組み、環境経営システムの構築を目指す中小企業の掘り起こし、インセンティブの在り方や事業者、育成施策、これを協議するとともに、クラウドファンディングやE S G投資の活用方法を検討したいと考えております。

また、県内で脱炭素事業を行う事業者につきまして、徳島ビジネスチャレンジメッセでの環境首都課のブースにおける御紹介も検討しているところでございます。

次に、地域コミュニティ、P T A等、家族単位での節電、省エネ活動によりますCO₂削減量を、県独自のクレジットとして金銭的価値を付与して、売却した収益を当該地域の課題解決に資する経費として利用いただく事業を考えております。

これにつきましては、先ほど申しました徳島版E S G地域金融活用協議会で支援を行います中小企業がクレジットとして購入することで、条例に基づくCO₂排出削減計画に参入できる仕組みを構築しまして、民生部門の温室効果ガス削減を推進したいと考えてございます。

また、暮らしの中で感じる気候変動の影響事例を県民から収集するとともに、徳島県気候変動適応センター推進員を活用しまして、SNS等による適応策事例の情報発信等を行いたいと考えております。

また、親子で体験しながら、適応策について学べる気候変動適応策フェア、仮称でございますけれども、こういったフェアの実施、また、気候変動適応啓発に使いますグッズの作成等を行いたいと考えているところでございます。

また、水素エネルギー新時代展開加速事業につきまして、本県ではこれまで先進的な取組を行ってございまして、令和3年秋頃ですけれども、地産水素を活用した供給拠点が運用開始予定となっているところでございます。

こうした好機が訪れますことから、国や関係事業者と連携を図りながら普及啓発や情報発信とともに、ビジネスへの誘導に取り組むものとしております。

さらに、水素グリッド構想の進化を図るとともに、その道筋を示しますアクションプランの策定、燃料電池バスを積極的に活用した普及啓発の実施、国庫補助等の採択を前提とした燃料電池船の試験導入とCO₂フリー水素によるサプライチェーンの構築の推進、燃料電池自動車導入補助事業などを積極的に展開したいと考えているところでございます。

また、ゼロカーボンシティ推進事業補助金でございますけれども、これにつきましては、本県が掲げます2050年温室効果ガス排出実質ゼロ、この長期目標達成に向け、更なる自然エネルギーの普及啓発でありますとか、エネルギー消費が著しい民生部門における環境対策が必須となっていることから、日常生活におけますCO₂削減はもとより、災害発生時にも活用ができます自立分散型電源、これは蓄電システム等を備えますZ E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、こうい

ったものの補助を行いたいと思っております。

また、使用電力の脱炭素化を目指す企業がアクションプランを策定するための専門家の支援等を受ける場合の補助、あるいは小水力発電設備の設置に対する補助、また、設備導入に向けた可能性調査を行う民間事業者への補助等を行いたいと考えているところでございます。

山田委員

御丁寧にありがとうございました。それぞれ質問したいのですけれども、イの事業について少し聞きたいと思えます。

既にこれは報道もされていましたが、2050年の温室効果ガス排出ゼロを目指して、家庭で削減した分の二酸化炭素を企業が買い取る仕組みを作る。賛同する企業はPTAや自治会などのコミュニティごとにCO₂の削減分を100キログラム当たり1,000円程度で購入、PTAなどは売却益を活動費に充てるといったようなことで報道もされました。

これで、問合せも既に来ているわけですが、この仕組みはどこかの企業がプロバイダになって、それぞれの団体から買い取って、中小企業に売っていく、というシステムになるのかなと思うのです。具体的なプロバイダは県内にはほとんど無いということですが、そういうことも含めて少し詳しく御報告いただけますか。

熊尾環境首都課長

ただいま、地域コミュニティにおけますクレジットの認証についての事業、これについての御質問を頂いたところでございます。

アフターコロナ時代を見据えまして、今後ますます家庭での省エネ推進の重要度が増すということが考えられることから、県独自の取組といたしまして、家庭での省エネの努力により削減をしたCO₂に価格付けを行いまして、具体的なインセンティブを付与することで環境活動の気運を盛り上げ、脱炭素社会の実現に向け、県民総活躍によります気候変動対策の気運の醸成を図りたいと考えております。

具体的なスキームですが、この事業の詳細については今後更に詰めていくことになろうかと思えますので、イメージ、基本的なスキームということで御説明したいと思います。複数の世帯で構成されます地域コミュニティ、先ほど申しました、例えばPTAでありますとか、地域の自治会等を想定しておりますけれども、こちらのコミュニティを募集しまして、まず実施団体を決定したいと考えております。

この団体につきましては、省エネ研修等を実施した上で、実際に各御家庭で省エネ活動を実施していただくということ、また、実施していただいた結果につきましては実績報告書を提出いただきまして、この実績報告を基に、当該期間と前年同期の期間の使用量を比較して、削減できた分を省エネクレジットとして認証するものと考えております。

この省エネクレジットにつきましては、先ほど申しました徳島版ESG地域金融活用協議会で支援をする企業等にクレジットとして購入していただくことで、地域におけるそういう積極的な取組が進むように行いたいと考えております。

また、委託先ということですが、これもまだ来年度の事業ということですので、具体的なことは今後ということなのですけれども、温室効果ガスの排出量の関係であ

りますとか、クレジット化を行いますことから、想定としてはオフセット・プロバイダ等を想定をしているところでございます。

山田委員

今詳しく説明を受けたのですけれども、この事業は過去にも取組をしていた。平成29年度から3年間と聞いていますけれども、この時の取組状況と今回の取組の違いという点を分かりやすく御説明いただけますか。

熊尾環境首都課長

ただいま、過去の事業との違い等についての御質問を山田委員から頂きました。

まず、委員がおっしゃったとおり、平成29年度から令和元年度まで地域省エネクレジット活用事業ということで、事業を実施していたところでございます。

この事業におけます実績でございますけれども、3年間で5団体に取組を行っていただきまして、そのうち1件につきましては記録的な冬の寒さがあった年がございましたので、残念ながら1件はクレジットが発生しなかったのですけれども、残りの4件、4団体につきましては、合計で6.6トンのCO₂削減を図っていただいたところでございます。

また、この事業と今回の事業の違いということで御質問を頂いております。

これは、先ほど来申し上げていますように、徳島版ESG地域金融活用協議会で中小企業を支援する、ということ計画してございますけれども、こういった企業がクレジットを購入していただくことでCO₂排出削減計画、この削減量にクレジットとして参入ができるということで、家庭と企業の双方がCO₂削減に貢献できる仕組みになってこようかと思っております。

山田委員

この点についてももう少し聞きたいのだけれど、以前に6.6トンの削減があったということですが、今回の報道の中でも、恐らくその当時のものだと思うのですけれども、100キロ当たり1,000円程度で購入というようなことが言われたのですけれども、その状況、この時点では、どの企業がそれを購入して、どうしていたのかというのが1点。それと、問合わせの中では、町内会や自治会、それぞれの家庭の電力使用量をどう把握するのかという点についても、少し具体的に聞いておいてほしいという声もありまして、以前は4団体ということですが、県としてはこれを更に大幅に増やそうとしているのかどうか、という点についても併せて御答弁ください。

熊尾環境首都課長

ただいま、前回の事業の実績等についての御質問を頂きました。

まず、前回の事業におけるクレジットの購入先としましては、徳島合同証券株式会社にクレジットを御購入いただいたところでございます。

それと、前回4団体に御参加いただいて、実績が上がったということなのですけれども、今回の事業につきましても年間で3件ということで、取引目標を定めて取り組んでいきたいと考えてございます。

山田委員

年間3件というよりは、やはりもう少し規模を増やされて、いろいろなところに啓発していったら、このCO₂削減の意識付けということをしていくほうがいいのではないかと思いますので、引き続き御検討いただきたいと思います。

それと、気候変動対策推進計画適応編の概要について、先ほど部長から説明がありました。以前示されたものと今回の主な変更点、パブコメや環境審議会を経て、ということですけれども、これはどういう状況になっていますか。

熊尾環境首都課長

ただいま、気候変動対策推進計画適応編の素案との変更点ということで、山田委員から御質問を頂きました。

推進計画の適応編につきましては、11月の議会で素案を御報告いたしまして、そのあとパブリックコメントで寄せられた御意見や環境審議会での検討結果、これを踏まえましてこの度、案として御報告させていただいたところでございます。

素案からの変更点としましては、改定の趣旨の改正であるとか、Eco-DRR、これは生態系を活用した防災・減災ということでございますけれども、これの明記、また、外来種に係る分布・個体群の変動の修正、県民・民間団体の役割の修正、河川氾濫についての追記、渇水による影響の追記などとなっているところでございます。

山田委員

引き続きこれについても聞いていきたいと思います。

同じく、今回出された廃棄物処理計画の状況、2016年度から2020年度までで最終年度になっているわけですがけれども、まず第四期の計画の中で、進んだ点と改善できていない点について御答弁いただけますか。

杉山環境指導課長

第五期廃棄物処理計画は、現行の第四期廃棄物処理計画が今年度までということで、国の基本方針に基づきまして作成するものでございます。

第五期計画につきましては、新たな目標値を定めることとなっております。目標の指標としましては第四期計画からそれほど変化はないのですけれども、この資料2-1に書いております主な内容というところですが、一般廃棄物ですと一人当たりのごみ排出量ですとか、あるいはリサイクル率、このあたりが比較しやすいところでございます。産業廃棄物につきましては、再生利用率ですとか最終処分率、このあたりが比較できるところでございます。

一人当たりのごみ排出量につきましては、第四期計画において、875グラムを目標値として立てておりました。

この875グラムは令和2年度の目標値ですけれども、現状把握できているのは平成30年度、2018年度の実績値になります。これが954グラムということで、正直、達成は困難な状況かなというところでございます。

リサイクル率につきましても、第四期計画の目標値は28パーセントでございましたが、現状は16.6パーセントというところでございます。

ただ、この第四期計画の目標値というのが、国の基本計画にあります目標値に準じた目標値なのですけれども、この目標値を達成できる都道府県というのは、全国的にも非常に少ない見込みでございます。

山田委員

今の点なのですけれども、この表にあるように基準年度が2013年度なのですけれども、一人当たり959グラムね。

それが現状では954グラムと僅かに減っただけと。しかし、目標値では875グラムという状況になっていますよね。第五期計画の目標は845グラムにしようとしている。リサイクル率についても、今言われたような状況がある。

数字はこのように盛り込めるわけなのですけれども、このごみの排出量の目標が、リサイクル率も含めて、なぜできなかったのか。その検証がなかったら第五期計画もまた数字だけに終わるのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

杉山環境指導課長

一人当たりのごみ排出量につきましては、家庭系ごみにつきましては、市町村で減量ですとか、リサイクル率の向上といった取組を継続して行っております。

ただ、単身世帯の増加ですとか、ライフスタイルの変化等が要因となりまして、削減幅は微減にとどまっているというところでございます。

リサイクル率につきましても、容器包装リサイクル法をはじめ、法制度に基づくリサイクルというものがあります。これについては、十分普及している状況でございまして、これによるリサイクル量は頭打ちの状態というところですよ。

先ほど申しましたように、これは本県だけの状況ということではなく、全国的にもこういう状況、なかなか国の目標値が達成できないという状況がございまして。原因としてはそういうところと考えております。

山田委員

全国が同じような状況だから徳島でもこんなのだと言われても、そうですかとは。特に、徳島は2030年度にCO₂の50パーセント削減とか、2050年には更に高い目標も掲げている状況の中で、廃棄物がこのような状況で果たしてどうなのだろうかと。これは、また付託委員会で聞いていきたいと思っております。

時間の関係であと数点だけ、一つはこの7ページにフェーズフリーアスベスト飛散防止強化事業、828万5,000円が計上されておりますけれども、これについて少し具体的な中身を教えていただけますか。

奈須環境管理課長

アスベスト含有建材につきましては、解体工事等における飛散の可能性の高い順に吹付けアスベストをレベル1、アスベスト含有断熱材、保温材、耐火被覆材などをレベル2、

その他石綿含有建材をレベル3に分類しております。

レベル1, レベル2の建材が使用されている建築物の解体・補修等を行う場合には, 事前に届出あるいは作業時のアスベスト飛散防止のための対策が求められております。

一方, 倉庫等の屋根材に使われる波型スレート, こういった物につきましては, そのまま形を保持して撤去できることから, アスベストの飛散は少ないものとして, 法の中では規制の対象とはなっておりませんでした。

ただし, 本県では条例によりまして, このレベル3のアスベスト含有建材に対しても飛散防止のための必要な措置を講じるよう求めております。

今回, 大気汚染防止法の改正によりまして, これらレベル3も含むアスベストを含有する全ての建築材料が規制対象となりました。これを受けまして, 平時だけでなく災害時においても, アスベスト飛散防止の徹底を図るために, 解体作業時の監視体制を強化することとしております。

これまで, アスベストの飛散防止については, 建築物の解体作業等を対象に, 作業実施の届出の審査, 作業基準の順守指導による監視を行っているところでございます。今回の法改正によりまして, 監視体制の強化等が求められることになりましたので, 新たに携帯型簡易アスベスト分析機器を備えまして, 解体現場等の立入調査時に用いることで, 解体従事者に対して効果的な指導を行い, アスベスト飛散防止意識の向上による適切な解体作業の浸透を図ろうと考えております。

また, 苦情や無届解体作業への迅速な対応も可能になると考えております。

さらに, 携帯型簡易アスベスト分析機器を導入することによりまして, 災害時に避難所あるいは廃棄物処理現場などにおいて状況を迅速に把握し, 県民及び作業従事者の生命・健康への悪影響を抑えることもできるのではないかと考えております。

このように, 平時から解体業者や作業事業者に対してアスベストの使用, 建物の適切な解体への意識付けを行うことで, 災害時の被災建物の適切な解体・処分を促して, 環境中へのアスベストの飛散防止を図りたいと考えております。

また, 同事業に加えまして, 県土整備部や労働基準監督署などの関係機関とより一層の連携を図りながら, 監視体制を強化することによりまして, 県民の不安を解消し, 健康の保護及び生活環境の保全に努めてまいります。

山田委員

今, 奈須課長からアスベスト対策に非常に力を入れて取り組むということを御答弁いただいたのですが, 一方, 県土整備部で見たら住宅課で, 前年度のアスベスト対策の除去支援経費が550万円だったのが250万円と, 300万円も減っているのは一体どういうことなのか御説明いただけますか。

高島建築指導室長

今年度の民間建築物アスベスト対策費の予算につきましては, アスベスト調査台帳整備費としまして300万円, それと継続的にやっております民間建築物のアスベスト除去工事に対する費用として250万円計上してございまして, 合計550万円を今年度計上しているのですけれども, この300万円のアスベスト調査台帳整備費につきましては, 1,000平方メートル

ル未満のアスベストの除却等の対策を推進するために、小規模建築物における吹付けアスベストの実態を把握する事業でございまして、国土交通省から優先的に調査するよう示されております300平方メートル以上の物件で、集会所など不特定多数の人が使用する用途、それから昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物につきまして台帳を整備しまして、建物所有者に吹付けアスベストの有無を調査し、該当する建築物所有者に対して除却等の対策を指導するため今年度予算で計上してございまして、民間建築物のアスベスト除却工事に対する支援につきましては、来年度も引き続き250万円を計上して、レベル1といわれる飛散性の高い吹付けアスベスト除却工事につきまして、国、県、市町村でそれぞれ補助することとしておりますので、引き続き、除却に対しては同額の予算を確保、計上しているものでございます。

山田委員

いや、同額のことについても、今言ったように全国的な動きが非常にこのアスベストの除去に対して強いので、これは更に聞きたいのですが、時間の関係で付託委員会で引き続いて聞いていきたいと思っております。

最後の質問に移ります。実は、高濃度PCBの廃棄期限がいよいよ3月末までに、完全に処理委託するよう定められている、といわれています。この県内における高濃度PCBの除去ですね、完全に処理委託するよう定められている状況について、各市町村の取組等を教えてください。

杉山環境指導課長

ただいま、高濃度PCBの処理について御質問いただきました。

高濃度PCBとは、PCB濃度が0.5パーセントを超える不燃物、それから10パーセントを超える可燃物が該当します。徳島県内で処理できる施設がございませんので、処理する場合、徳島県ですとJESCO北九州で処理することになります。

高濃度PCBは保管届出義務がございまして、その届出状況によりますと、令和元年度末で40事業所、854個の届出が出ております。

ただ、高濃度PCBがどこに使われているのかは、はっきりしておりませんので、県で発掘調査といいますか、アンケート調査をしたりして、高濃度PCBの使用状況を随時調査しているところですが、令和元年末は先ほど申し上げたような状況でございまして。

発見された分につきましては、順次先ほど申しましたJESCO北九州のほうで処分していただいております。ただ、どうしても処分されないような状況もございまして、過去には代執行を行ったような状況もございまして。

原委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時50分)

原委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時02分)

それでは質疑をどうぞ。

吉田委員

私からは小さい質問も含めて4点お聞きしたいと思います。

まず、気候変動に関することなのですけれども、今回の予算でゼロカーボンシティ推進事業補助金が1億2,800万円付いているのですけれども、この内容を少し教えてください。

熊尾環境首都課長

ただいま、吉田委員からゼロカーボンシティ推進事業補助金の御質問を頂きました。

午前中に概要を御説明したところなのですけれども、具体的にはZEB、ZEHへの補助ということで、補助額の総額550万円程度を想定してございます。

まず、ZEHにつきましては、蓄電システム等を備えたZEHの取得、この蓄電システムというのは、蓄電池のほか、停電自立型の燃料電池、あるいはV2H充放電設備を考えているところなのですけれども、こういった設備を備えたZEHに対しての補助を考えているところでございます。補助率につきましては、上限を40万円と考えてございます。

また、ZEBにつきましては、同じく蓄電池等のシステムを備えたZEBということで、こちらにつきましても350万円を上限として補助を行いたいと考えているところでございます。

また、使用電力の脱炭素を目指す企業のアクションプランの策定に対する補助なのですけれども、こちらにつきましては、今のところ、1件当たり大体15万円程度を想定して補助を行いたいと考えております。

吉田委員

ZEBやZEHに対して、初めて県が直接補助をするということで注目していきたいと思いますが、件数は、350万円上限と40万円上限で550万円ということなので、第一歩かなというような予算なのですけれども。このZEBやZEHに対して、今回の予算で県立中央病院のER棟の予算が付いているのですが、これはZEBやZEHに対しての県の公共施設への取組ということで、民間も支援しながら県自身もそれを取り入れていくことがすごく大事なことになると思うのですけれども、エコオフィスとくしま・県率先行動計画の中で位置付けられているということで、県有施設のそういうグリーン化とか、具体的にはZEBやZEB化が望ましいと思うのですが、この行動計画の中にはどういうふうに位置付けられていますでしょうか。

熊尾環境首都課長

ただいま、吉田委員から、県有施設のZEB化について御質問を頂きました。

エコオフィスとくしま・県率先行動計画、これは今第6次の計画でございましてけれども、建築物のZEB化を取組の目標の一つと掲げ、省エネルギー、省資源対策の推進を図ることとしているところでございます。

吉田委員

お聞きしましたところ、県立病院の担当である病院局に対して、環境首都課から、このことについて何か働き掛けのようなことは、特別していないということだったのです。それで、文教厚生委員会の委員なので病院局に聞いてみました。そうしましたら、2,000平方メートル以上の建物の省エネ基準というものもあるので、それをしっかり守っていききたいというような答弁でした。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を順守することは、法律なので当たり前のことなのですが、県が進める省エネとかZEB化に関する取組というのは、法律の一步上をいってもらいたいというのが、私を含め県民の願いだと思っておりますけれども、エコオフィスとくしま・県率先行動計画の建物の省エネに対して、建築物省エネ法と同じ範囲内でしかできないのか、それとも一步上を目指すのか、担当としての御認識はいかがでしょうか。

熊尾環境首都課長

ただいま、県有施設のZEB化について、今後どう考えるかというところの御質問だと思います。

先ほど、働き掛けはしていないということで、委員から御発言があったところでございますけれども、環境首都課といたしましては、実は、エコオフィスに定めることはもとより、毎年、庁内各部局でありますとか、県内の各市町村に対しまして、公共建築物の新築あるいは建て替えを行う際には、施設のZEB化について検討していただけるよう依頼を行っているところでございまして、この際には合わせて、環境省が実施する公共建築物等のZEB化を推進する助成制度についても御案内をしているところでございます。

公共建築物のZEB化の検討につきましては、引き続き依頼を行うとともに、今後、環境省以外の補助制度についてもできる限り情報収集を行いまして、次年度の予算編成等に間に合うようなタイミングで、情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

吉田委員

しっかり働き掛けをしてくださっている。それで国の補助制度なども情報を収集して、それも伝えていただいて、できるだけ取り入れていただけるように、環境首都課として引き続き、よろしく願います。

あと、徳島県公共建築物グリーン化方針というのものがあるようなのですけれども、この方針の中に、エネルギーについてはどのようにうたわれているのでしょうか。

原委員長

小休します。(13時10分)

原委員長

再開します。(13時10分)

熊尾環境首都課長

ただいま、グリーン化に対する御質問を頂いたところでございます。

徳島県公共建築物グリーン化の在り方というものがございますけれども、この中で県の方針として、建築物自体から環境負荷や周辺の様々な環境への配慮を行うこと、ということで、県民の利用が多い施設等については、モデル効果を高め県民への啓発を図っていくというような方針が期待されているところでございます。

吉田委員

この方針ができたのはいつなのでしょう。

熊尾環境首都課長

この在り方につきましては、平成17年に策定されたものでございます。

吉田委員

15年少々たっているということで、いろいろな状況も変わってきています。県も2050年に温室効果ガス排出実質ゼロをうたっているのですが、この方針はこの方針でいいと思うのですが、先ほどの繰り返しなのですが、建物について、一歩前を行った政策を是非お願いしたいと思えます。モデル的に何か県有施設で一つできたらすごくいいかなと思うのですが、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、気候変動に対する様々な広報を、環境の各部局でやっていただいていると思うのですが、この広報について、先だつてある講演を聞いておまして、私が日頃感じているとおりの調査結果が出ていたので、御紹介して要望したいと思えます。

この調査は、イプソスという世界第3位のグローバル・マーケティング・リサーチ会社で、パリに本社を構え、世界89か国でリサーチ・サービスを提供しているという会社が行ったもので、気候変動の理解に関する国際調査です。

人間の活動が気候変動に影響を与えているかどうかということで、世界の平均でイエスが77パーセントなのに対して、日本人は53パーセントと、先進国では最も低い部類の結果になっています。

2020年の調査なのですが、これを2014年の同じ調査と比較して、世界全体でイエスが少しずつ減っているというのも余りいいことではないと思うのですが、日本に関しては、2014年には69パーセントだったのが53パーセントに減っているということです。

さらに、興味深いというか、これはいけないなと思うのが、気候変動対策をすればするほど生活の質が脅かされるかどうかという質問に対して、ほかの先進国では、生活の質をむしろ高めるものであるという答えが大多数、70パーセントから85パーセントが中国、ドイツ、アメリカ、生活を脅かすが世界平均でも25パーセントで、生活をむしろ高めるものであると答えている人が世界平均で75パーセントであるのに対して、日本は全然違って、生活を脅かすと思っている方が6割、生活をむしろ高めると思っている方が15パーセントでそれ以外、という結果になっています。

これが対策が進まない、世論の高まりというのが今一つ少ない原因なのかもしれないと、この調査で思いました。

これを捉えて、担当課の方の感想といいますか、日頃の手応えみたいなものがどうかということと、広報にこういう視点を取り入れてしていただくと効果が高まるかなと思うのですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

熊尾環境首都課長

ただいま、吉田委員から、気候変動に対する広報についての御質問を頂いたところでございます。

委員がおっしゃるとおり、例えば気候変動に関する政府間パネル（IPCC）でございますけれども、この報告書によりますと、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降観測された気候変動、これは人間による影響が主な要因であった可能性が極めて高いとされているところでございます。

一方、気候変動の対策については、委員がおっしゃるとおり生活の質を脅かすものとネガティブに考える方が多いというところかと思えます。

昨年の10月、菅総理が所信表明演説で、もはや温暖化への対策は経済成長の制約ではないというような御発言をされ、成長戦略の柱に環境と経済の好循環を掲げられたところでございます。

本県におきましても、昨年3月に策定をいたしました気候変動対策推進計画（緩和編）におきまして環境と経済の好循環を施策推進の基本方針に位置付けるととともに、四つの重点項目を横串でつなぐ施策としまして、環境教育、環境学習の推進を掲げ、エコみらいとくしまを核として、啓発活動の強化を行っているところでございます。

吉田委員

エコみらいとくしまを中心として、様々な広報活動や講座をしていただいているのは承知しておりますが、是非こういう視点を取り入れて、国民の皆さん、県民の皆さんに、気候変動に対する対策が経済を上げていく事例が世界、北欧やドイツではありますので、そういうことを広めていっていただきたいと思えます。今までの広報への御努力には敬意を表しますけれども、是非もう一步そういう視点からの広報をお願いしたいと思えます。

あと、山田委員が大概のことは聞かれたのですけれども、カーボンオフセットの仕組みについて一点だけ、省エネの計測の仕方、家庭とかPTAとか自治会が集まって、各家庭が省エネをして、それを買い取ってもらうということなののですけれども、どのように計測していくのでしょうか。

熊尾環境首都課長

ただいま、CO₂削減の計測方法についての御質問を頂いたところでございます。

来年度計画しております本事業につきましては、電力の削減がメインになるかと思えますけれども、電力の請求書等に各月の使用量が書かれているかと思えます。当該取組期間中の使用量と前年同期の使用量を比較して、使用量の削減数量にCO₂換算を行って、いくら削減できたというような計算を行う予定にしているところでございます。

吉田委員

全容が大体分かりました。私も目標としている団体の数が少ないかなと思いましたが、是非もっとたくさんの方が参加できるようにお願いしたいと思います。

あともう1点、農業用水を使った小水力発電というものが予算に付いていたと思うのですが、土地改良費として付いていますけれども、これはもう場所とか具体的に決まっているのでしょうか、教えてください。

七條農林水産政策課政策調査幹

小水力発電について御質問いただいております。

本県の農山漁村地域におきましては、小水力エネルギーが豊富にあるというような認識をしており、このような自然エネルギーを有効利用することは非常に重要なことと認識しております。

このことから、平成23年度より導入可能性調査を県内各地で実施しておりまして、既に佐那河内村の府能発電所の跡地や、美馬市の夏子ダムの所で小水力発電を実施してきたところでございます。

その後、もう少し小規模な、例えば用水路の水流を利用しまして、水車を回して5キロワット程度の発電をするような可能性を調査しており、こういった知見があります阿南高専にお手伝いいただき、小水力発電施設の設計などの準備をし、実際にこれまで一、二箇所実証をしてきております。

来年度につきましては、こういった導入可能性調査の中から適当な候補地に設置することとしておりますが、今の時点で具体的にどこにということまではまだ至っていない状況でございます。

吉田委員

まだ具体的な場所とかは決まっていないということで承知いたしました。

先進地の那須塩原とかあると思うのですが、私はあそこにも10年ぐらい前に行きました。

小水力発電は、農林水産部だけでなく企業局でも導入のための調査とか、ここ数年頑張っているのですけれども、なかなかまとまった電力になるところが無いということで、今回この650万円がどこかに付いたらいいなと思ってお聞きしたのです。

引き続きしっかり調査して、是非費用対効果とか建てられるような所、ただやるだけでなく、持続可能性などももちろん調査されていると思うのですが、しっかりとした所を見つけていただいて、推進していただきたいと思っております。

梶原委員

2点お伺いいたします。先ほど吉田委員からお話がありましたゼロカーボンシティ推進事業補助金のことなのですが、これはZEBとZEHに対する補助ということなのですが、確認なのですが、新築時にV2H対応の蓄電池を備えた建物に対しての補助ということでしょうか。

原委員長

小休します。(13時22分)

原委員長

再開します。(13時23分)

熊尾環境首都課長

ただいま、ZEB、ZEHについての御質問を頂いたところでございます。

基本的にZEB、ZEH、新築の時に適用されるものと考えているところではございません。

梶原委員

分かりました。今国も2030年代半ばまでにガソリン車は全て電動車に変えるという大きな目標を出していますので、今車種は限られますけれど、電動車に乗られている方はV2Hは災害時に有効ということで、ただ、それを家庭にも使えるのだけれども、直流から家庭の交流に変える蓄電池ですね、これを家庭が購入すれば車の電源をいざというとき、災害時に交流に変えて家庭で使えると。

この蓄電池に対して補助を行っている自治体もありますので、今後は新築時だけでなく、既存の住宅で電動車を持たれている方が蓄電池を購入する場合にも補助をしていったら、より普及が進むのではないかなと思いますので、また是非御検討いただければと思います。

あともう1点が、消費者トラブルSNS相談事業についてですけれども、これは2月補正で出しましたけれども、LINEを使っての相談事業ということなのですが、特に若者の消費者トラブルの予防に非常に有効かなと思うのですが、若い人、中高生とか、学生さんに対して、こういう事業の周知はどのように行っていくのか、教えていただきたいと思えます。

小林消費者政策課長

今、梶原委員よりSNS相談事業等について若者に対しての周知ということで、質問を頂いております。

まず、簡単にこの事業の内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、より一層のデジタル化が進む中で、新たな消費生活相談ツールとしてLINEを活用をすることによりまして、消費生活相談の更なる進化を図るというものでございます。事業の内容といたしましては、情報セキュリティに配慮したLINE相談システムを構築し、LINE上で消費生活相談を行えるようにするものでございます。

消費者庁におきましては、2年連続で本県を実証フィールドとしてLINEを使った消費生活相談の実証実験を行っており、その成果として相談対応マニュアルを作成予定と聞いておりますので、このマニュアルを活用した相談対応を行うこととしております。

若者への周知ということでございますけれども、本県につきましては、消費者トラブル、消費生活相談の関係で、県や例えば社会福祉協議会であったりとか、そういうところが入った見守りのネットワークというものを作っております。実は、つい先般でございま

すけれども、見守りネットワークの中に、教育委員会であったりとか、PTA連合会、そういう方に入ってくださいまして、このネットワークを活用して、学校などに周知できるようにと今考えているところでございます。

梶原委員

これは、時期については、いつぐらいにスタートということですか。

小林消費者政策課長

時期について御質問を頂きました。

先ほどの答弁の中に、LINEの相談システムの構築が必要であるということと、このシステムを動かしていくに当たっての研修期間が若干必要になってくる、生活相談員の方の研修期間が必要になってくるということでございますので、そういう状況が整い次第、対応していきたいと考えております。

梶原委員

実証実験を行った、モデルプロジェクトと書いていますけれども、これは何件ぐらいその実証実験で相談があったのでしょうか。

小林消費者政策課長

何件ぐらい相談があったかということでございますけれども、まず、この実証実験に当たりましては、友だち登録ということで、登録していただかなければということでございます。

この件数は、1月末の時点で530名の方から登録を頂きました。そのうち、相談件数は、12月末時点で17件という数字が出ております。

ただ、件数は確かに少ないと思われましてけれども、今、戦略本部と中身を協議しているところでございますけれども、その協議の中で戦略本部から、例えば品物が届かなかったといったトラブルに正に遭っている状況のお話とか、不審なショートメールが届いたがどのように対応したらいいかとか、金融機関をかたるようなSMSが入ったが詐欺なのかということで、事前にトラブルを防止するようなどころでのLINEの活用というのができるのではないかと考えているところでございます。

梶原委員

分かりました。LINEもいろいろな機能がありますので活用していただいて、高齢者の方も最近SNSを使われる方もたくさんおられますので、先ほど社会福祉協議会と言われましたけれども、社会福祉協議会を通じてしっかり高齢者の方にもこの周知啓発をしていただきたいと思います。

先月、1月9日に、阿波市の女性がネット利用料で、先ほど課長がおっしゃったショートメッセージによる架空請求で被害が出ています。また、1月20日にも海部の男性で動画サイトの支払いがあるということで、この方は100万円程被害に遭われていますので、最近このショートメールの架空請求詐欺がすごく多いみたいですので、この辺の注意喚起も

LINEを通じてできるのであれば、是非やっていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

熊尾環境首都課長

先ほど、梶原委員の質問で、ZEB、ZEHの補助の件で御答弁させていただいたのですけれども、一部訂正をさせていただきます。

ZEB、ZEHの補助につきましては、増改築等も対象になるということでございます。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(13時30分)